

## 岩国市コミュニケーション支援専門人材育成奨励金

聴覚、視覚、音声・言語機能に障害がある人の意思疎通を支援する専門人材の育成のため、専門研修等を修了した方及び専門資格を取得した方に奨励金を交付します。

### 【奨励金の種類・対象者等】

奨励金は、「専門研修等修了奨励分」と「専門資格取得奨励分」の2種類あります。それぞれの奨励金の対象者等は次のとおりです。

奨励金の種類		奨励金の対象者		講座等・資格試験概要※1	
				開催地	研修等 全課程日数
I	専門研修等 受講奨励分	右のいずれかの 講座等を修了 した人	(1) 山口県手話通訳者養成講座	山口市	25日
			(2) 山口県要約筆記者登録 全国統一試験対策講座		7日
			(3) 山口県盲ろう者通訳・介助員 養成講習会		9日
			(4) 山口県点訳ボランティア 養成講習会（中級）		6日
			(5) 点字指導員資格認定講習※2	大阪府又は 東京都	3日
II	専門資格 取得奨励分	右のいずれかの 資格を取得（試験に合格）した 人	(6) 山口県手話通訳者資格	山口市	/
			(7) 山口県要約筆記者資格		
			(8) 点字指導員資格※3	大阪府又は 東京都	

注1 ※1…開催地・日数は例年のものです。開催年によって変更となる場合もあります。

注2 ※2…点字指導員資格認定講習は、大阪府又は東京都のいずれかで隔年（偶数年）開催されています。

注3 ※3…点字指導員資格試験は、例年、同資格認定講習会の最終日に実施されています。

注4 (3)(4)の講座に対応する専門資格はないため、奨励金はIのみとなります。

### 【奨励金の金額】

奨励金は、奨励金の種類ごとに次の額（日数×日額）となります。

奨励金の種類		奨励金の額	
		修了した研修等又は 取得した資格の区分	
I	専門研修等 受講奨励分	(1) 山口県手話通訳者養成講座	(1)の研修等の全課程日数×日額2,000円
		(2) 山口県要約筆記者登録 全国統一試験対策講座	(2) " ×日額2,000円
		(3) 山口県盲ろう者通訳・介助員 養成講習会	(3) " ×日額2,000円
		(4) 山口県点訳ボランティア 養成講習会（中級）	(4) " ×日額2,000円
		(5) 点字指導員資格認定講習	(5) " ×別に定める日額※
II	専門資格 取得奨励分	(6) 山口県手話通訳者資格	(1) " ×日額2,000円
		(7) 山口県要約筆記者資格	(2) " ×日額2,000円
		(8) 点字指導員資格	(5) " ×別に定める日額※

注1 「全課程日数」は、各年度所定の課程日数を指します。そのため、同一年度・同一研修等に係る奨励金額は各申請者の実出席日数にかかわらず、同一となります。

注2 ※…(5)の研修等及び(8)の資格の日額は、「2,000円以上の別途市が定める額」となります。（大阪市での2泊3日開催の場合、日額6,000円程度を予定）

## 【その他交付要件】

### ◎Ⅰの奨励金（専門研修等受講奨励分）の要件

- ・ (1)(2)(5)の研修等受講者にあつては、受講した研修等に対応する(6)～(8)いずれかの資格の取得を目指すこと
- ・ (3)(4)の研修等受講者にあつては、研修等の受講によって得た知識・技能を活かしたコミュニケーション支援活動に従事する予定であること

### ◎Ⅱの奨励金（専門資格取得奨励分）の要件

有資格者としてのコミュニケーション支援活動に1年以上従事する予定であること

### ◎Ⅰ、Ⅱの奨励金共通の要件

- ・ 市内在住であり、かつ交付申請書の日から継続して1年以上市内に在住見込であること
- ・ 国、地方公共団体、その他公的機関から同種の補助金等受給の実績・見込のいずれもないこと
- ・ 市税の滞納がないこと

## 【奨励金の申請期限】

申請が可能となった日（※）から30日以内、又は※の日が属する年度の末日のいずれか早い日

※…Ⅰの奨励金にあつては研修等の修了日。Ⅱの奨励金にあつては対象資格を取得（当該資格の試験の合格日。合格後に別途資格者登録が必要な場合は当該登録日）した日

## 【Q&A】

Q1： 令和3年度に対象研修を修了（又は対象資格を取得）しました。奨励金の対象になりますか？

A1： 対象となりません。この奨励金制度は令和4年度以降の研修修了又は資格取得が対象です。

Q2： 他市で対象研修を修了（又は資格を取得）後、令和4年度以降に岩国市に転入しました。奨励金の対象になりますか？

A2： 既修了者（又は有資格者）の転入だけでは奨励金の対象となりません。奨励金の交付を受けるには、市内在住かつ、令和4年度以降に「新たに」対象研修を修了（又は対象資格を取得）する必要があります。

Q3： 令和3年度に対象研修の一部を受講し、令和4年度以降に残りの課程を受講・修了しました。奨励金の対象になりますか？

A3： 令和4年度以降に「新たに修了」されていますので、研修等受講奨励分の奨励金の対象となります。奨励金の額が減額されることもありません。

Q4： 他都道府県で、対象研修と同等研修を修了した後、岩国市に転入しました。同等研修を修了したことで対象資格の受験が認められ、令和4年度以降に合格しました。奨励金の対象になりますか？

A4： 研修等受講奨励分の奨励金の対象にはなりませんが、市内転入後、かつ、令和4年度以降に対象資格の試験に合格されていますので、資格取得奨励分の奨励金は対象となります。

Q5： 市内で開催される同種の研修を修了しました。奨励金の対象になりますか？

A5： 研修等受講奨励分の奨励金は、遠方で開催され、かつ市内で代替となるものがない特定の研修等に参加する方の負担軽減を踏まえて設けたものです。そのため、市内で開催される研修は対象外としています。

Q6： コミュニケーション支援活動に従事する予定はありませんが、自己研鑽のため研修を修了（又は資格を取得）しました。奨励金の対象になりますか？

A6： 専門的な支援活動に従事する人材の育成を目的とした制度ですので、対象となりません。なお、聴覚障害者支援に関する学習の場としては、関連書籍や視聴覚教材を収集した「岩国市手話ときこえの文庫」（<http://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/116/65743.html>）を開設していますので、ご利用ください。

申請は受講（修了）後・資格取得後となりますが、その他諸条件がありますので、**できるだけ、受講前・資格取得前にご相談下さい。**

【問い合わせ先】岩国市健康福祉部障害者支援課（電話 0827-29-2522 FAX0827-22-2814）